

議案第 38 号

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正について

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口北児童クラブの定員を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

大口町放課後児童クラブ条例（平成２７年大口町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条の表大口北児童クラブの項中「１３５人」を「１８０人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第 3 条 略			第 3 条 略		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目 2 5 8 番地 (大口南児童センター内)	7 5 人	大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目 2 5 8 番地 (大口南児童センター内)	7 5 人
大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目 2 5 8 番地 (大口北小学校内)	<u>1 8 0</u> 人	大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目 2 5 8 番地 (大口北小学校内)	<u>1 3 5</u> 人
西っ子ファミリー	大口町余野六丁目 4 3 9 番地 (大口西児童センター内)	4 0 人	西っ子ファミリー	大口町余野六丁目 4 3 9 番地 (大口西児童センター内)	4 0 人
大口西児童クラブ	大口町余野六丁目 4 4 0 番地 (大口西小学校内)	4 5 人	大口西児童クラブ	大口町余野六丁目 4 4 0 番地 (大口西小学校内)	4 5 人

改 正 要 旨

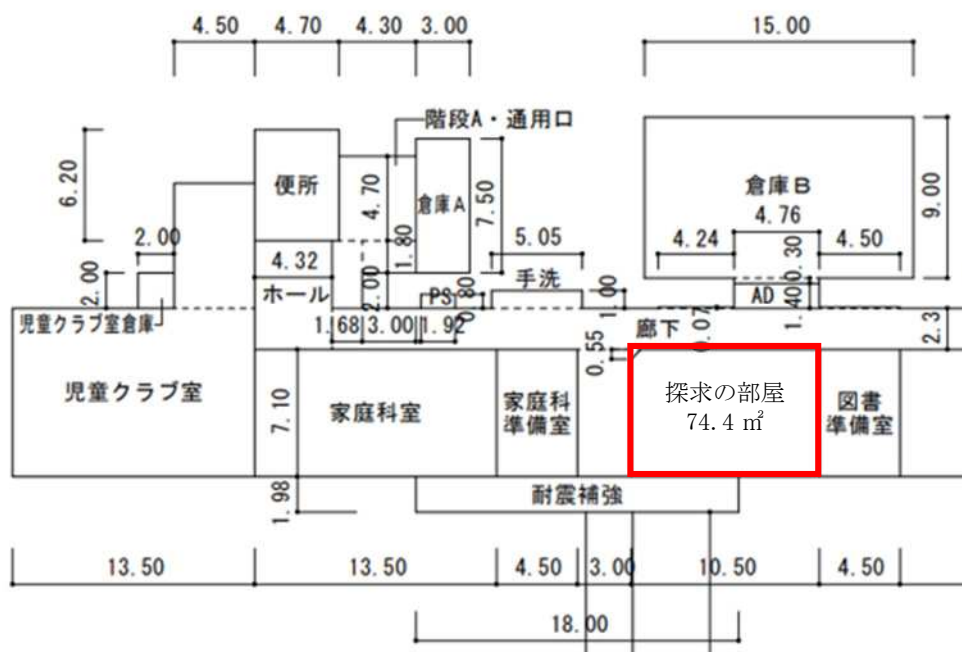
1 改正の趣旨

大口北児童クラブの利用者が急激な増加傾向にあるため、学校施設を利用し、受け入れ可能な児童数の定員を変更することに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 定員の変更

大口北小学校の探求の部屋を利用し、大口北児童クラブの定員を135人から45人増員の180人に変更するものです。



※変更内容の根拠

収容人数 $74.4 \text{ m}^2 / 1.65 \text{ m}^2$ (1人あたり面積要件) $\div$ 45人

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。